

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・都市計画の変更(2件)	都 市 政 策 課
・道路の区域変更(2件)	道 路 維 持 課
・道路の供用開始(2件)	〃
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗の変更事項届出(2件)	〃
◎ 交通局公告	
・契約者等	総 務 課

告 示

長崎県告示第581号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年11月26日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 都市計画の種類
長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)道路 1・4・4号 長崎時津縦貫線
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県長崎市茂里町、松山町、城栄町、油木町、江里町、緑が丘町、西町、錦三丁目、若竹町、岩屋町、虹が丘町、大園町、葉山二丁目及び滑石二丁目
- 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎市役所

長崎県告示第582号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年11月26日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 都市計画の種類

佐世保都市計画道路 3・4・47号 春日瀬戸越線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 長崎県佐世保市春日町、桜木町、瀬戸越一丁目及び瀬戸越二丁目

3 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県県北振興局及び佐世保市役所

長崎県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 神ノ浦港長浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市神浦向町字中島120番1地先から 長崎市神浦向町字中島118番地先まで	前	14.6~26.1	11.8	
	後	21.7~26.1	11.8	

長崎県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 大浦比田勝線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町豊字大多1382番8地先から 対馬市上対馬町豊字大多1382番4地先まで	前	6.5~21.0	7.8	
	後	8.0~21.0	7.8	

長崎県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道	長崎市神浦向町字中島53番地先から	令和6年11月26日

神ノ浦港長浦線	長崎市神浦向町字向山140番2地先まで
---------	---------------------

長崎県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大浦比田勝線	対馬市上対馬町豊字大多1382番8地先から 対馬市上対馬町豊字大多1382番4地先まで	令和6年11月26日

長崎県告示第587号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和6年12月10日から適用する。

令和6年11月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名
1～27の2 略					1～27の2 略				
28	削除				28	株式会社 太陽 代表取締役 中山 徹志	大村市森園 町1610	大村市森園 町1610	大村市
29～84 略					29～84 略				

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル東長崎店
長崎県長崎市田中町1027番35
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社ティーガイア 代表取締役 石田 将人

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年7月9日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,114平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内平面部 66台
A棟屋上部 21台
合計 87台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
A棟西側 40台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
A棟南側 52平方メートル
A棟西側 50平方メートル
合計 102平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A棟内南側 37.07立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー 24時間
株式会社ティーガイア 午前10時00分から午後7時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地北西側 1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和6年11月8日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ福田

長崎市大浜町1594番地6 ほか5筆

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和3年1月24日
- 2 届出年月日
令和6年11月11日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ深堀
長崎市深堀町一丁目145番地22 ほか4筆
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (4) 変更の年月日
令和6年2月13日 ほか
- 2 届出年月日
令和6年11月11日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

交 通 局 公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和6年11月26日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油 794キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(電話) 095-822-5141
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年10月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(氏名) 株式会社西日本宇佐美 九州支店 執行役員支店長 須貝 正章
(住所) 福岡県筑紫野市大字永岡720番地1
- 5 随意契約に係る購入単価
126,590円 (1キロリットル当たり単価 (消費税含む))
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
二二一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏
弥ト